

第6号様式別表5の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 「

第1号 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 第4号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑥8」とあるのは「(第6号様式⑥8―別表10⑨)」と、「別表5②」とあるのは「(別表5②―別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑥8」とあるのは「(第6号様式⑥8―別表10⑫)」と、「別表5②」とあるのは「(別表5②―別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑥8」とあるのは「(第6号様式⑥8―別表11⑫)」と、「別表5②」とあるのは「(別表5②―別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑥8」とあるのは「(第6号様式⑥8―別表11⑫)」と、「別表5②」とあるのは「(別表5②―別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (5) 租税特別措置法第59条の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。
 - (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。
 - (7) 第6号様式別表5の⑦から⑩まで及び⑬の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の⑪の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。
- 6 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。
- 7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑭」から「計⑳」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計⑳」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数を記載すること。
 - (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
 - (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
 - (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合
 - (4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合